

栗橋病院あり方検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 社会福祉法人^{財団}済生会支部埼玉県済生会栗橋病院（以下「病院」という。）が地域住民に対して今後も、安定した医療の提供の継続と医療機能の強化を目指し、老朽化が進む病院施設のあり方の検討を行うため、栗橋病院あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について助言を行うものとする。

- (1) 病院の機能、規模等の基本的な方針に関すること。
- (2) 病院の施設整備の基本的な方針に関すること。
- (3) 栗橋病院施設整備基本構想（案）に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、病院の施設整備に関し必要な事項。

(委員)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(組織)

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、選出は委員の互選とする。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は病院に置く。

(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、平成29年3月31日までとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

別表

(第3条関係) 委員会委員

(敬称略)

久喜市健康増進部長	立川 里子
久喜市健康増進部健康医療課長	真坂 八重子
加須市健康医療部長	細田 悟
加須市健康医療部副部長	萩原 利一
埼玉県社会福祉協議会副会長	石川 稔
久喜市医師会長	浅川 実
加須市医師会長	福島 祐一
済生会栗橋病院長	遠藤 康弘
済生会栗橋病院事務部長	嶋崎 正貴
埼玉県済生会常務理事	鈴木 享